

お知らせ

今年も年末調整を行う時期が近づいてまいりました。
例年どおり別途「年末調整のお知らせ」を同封させていただきました。
年末調整の書類を弊社へ郵送いただくためのレターパックも
同封しておりますので、どうぞご利用ください。

2023

10月号
vol.118

NEWS LETTER

今月からインボイス制度が始まりました。特にこの半年は、消費税の仕組みの話を多くの方々にさせていただきました。消費税は導入されて30年以上が経過しましたが、間接税という仕組みが一般の納税者には理解しづらいものであることが理解できました。

来年から生前贈与時に使える相続時精算課税制度が変わります。今後は税制改正についてのセミナーも随時開催する予定ですので、ご都合が合えば参加してください。

岡村 景明

*Message From Staff
～社会保険の壁って?～

*パートタイマーを社会保険に
加入させることで支給される助成金



Message From Staff

～ 社会保険の壁って？～



今話題の「年収の壁」。パートで働く「妻」を代表して、弊所パート事業部の芦谷 & 沖田が解説します！



沖田 106万円の壁とは、「妻」が働く事業所の規模、労働時間、月収などが条件となります。



芦谷 今月から年収の壁対策されると聞いています！具体的にはどんなものなのでしょう。

| 対象/要件 | 現在 (2022年10月以降) | 2024年10月以降 |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------|
| 事業所規模 | 被保険者総数が 常時101人以上※ | 被保険者総数が 常時51人以上※ |
| 短時間労働者の 労働時間 | 1週間の所定労働時間数が20時間以上 | |
| 短時間労働者の 賃金 | 賃金の月額が8.8万円以上 | |
| 短時間労働者の 勤務期間 | 2ヶ月を超えて継続して雇用される見込みがある (通常の労働者と同じ) | |
| 短時間労働者の 条件 | 学生ではない (夜間の学生などは対象) | |

条件にすべて該当する方が
短時間労働者として加入対象となります

※被保険者総数は厚生年金保険の被保険者数でカウントします。

社会保険適用促進手当について

(例) 年収106万円 (標準報酬月額8.8万円) で勤務する者が、令和6年10月の適用拡大により適用となった際に本手当を利用した場合の試算

| | 被用者保険適用前 | 被用者保険適用後 | | |
|---------------|----------|-------------------|--------------------------|---------------------------|
| | | 手当の支給なし | 手当の支給あり 保険料の算定対象とする場合 | 手当の支給あり 保険料の算定対象としない場合 |
| 算定対象となる 年収 | 106万円 | 106万円 | 122万円 | 106万円 (対象外 手当16万円) |
| 本人負担分の 保険料 | — | 16万円 | 18万円 | 16万円 |
| 手取り収入 | 106万円 | 90万円 | 103万円 | 106万円 |
| 事業主の 追加負担 | — | 16万円 (保険料16万円) | 34万円 (手当16万円、保険料18万円) | 32万円 (手当16万円、保険料16万円) |

※保険料率は、令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率 (協会けんぽの全国平均) 10.0%、介護保険料率1.82%の合計 (30.12%) で計算

労働者・企業
共に2万円の
負担減!

社会保険適用促進手当について (厚労省の公式サイトから
https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_2023_00002.html)

130万円の壁とは「妻」の年収が130万を超えたら「夫の社保の扶養」から外れ、勤務先の社保又は国保、国民年金に加入しなければなりません。



※2023年度の兵庫県の協会けんぽの標準報酬月額から計算

【106万円の壁を超えた場合】
パート従業員の年齢45歳 (介護保険あり) 賞与なし
給与月額: 88,000円
標準報酬月額: 88,000円 (83,000円～93,000円)
健康保険料: 5,275.6円
厚生年金保険料: 8,052円
社会保険料合計: 13,327.6円

企業の社会保険料負担も年間約16万円増える事になります

【130万円の壁を超えた場合】
パート従業員の年齢45歳 (介護保険あり) 賞与なし
給与月額: 109,000円
標準報酬月額: 110,000円 (107,000円～114,000円)
健康保険料: 6,594.5円
厚生年金保険料: 10,065円
社会保険料合計: 16,659.5円

企業の社会保険料負担も年間約20万円増える事になります
※特定適用事業所に該当せず、社会保険に加入しない場合には、企業の社会保険料負担はなく、従業員自身が国民健康保険及び国民年金などに加入することになります。



沖田 106万を超え社保に加入した場合は手当が支給され、事業所にはその分の補助金があるようですね。



芦谷 130万を超えた場合は一時的な収入変動であれば、事業主の証明により夫の社保の被扶養者が継続出来るとのことですよ。



沖田 但し、最大2年間の措置なんですね。また、2025年にはさらに年金制度が改革されるということです。



芦谷 自分で社保加入には、傷病手当支給や将来の年金が増えるなどのメリットもあります。仕組みをよく知り、よりよい選択をしたいですね！



沖田 スーパーや工場勤務している友人は、106万円を超えないよう調整してるとうよく聞きます。最低賃金も上がり、さらに働き控えが懸念されてますね。

※企業への補助金については次ページでも特集をしておりますのでそちらも併せてご覧ください。

パートタイマーを社会保険に加入させることで支給される助成金

昨年10月から従業員数*101人以上の会社について、週所定労働時間が20時間以上等の要件を満たしたパートタイマーも社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することとなりました（社会保険の適用拡大）。そして、来年10月には従業員数51人以上にまで適用が拡大されます。今回は、この社会保険の適用拡大に関連した助成金を取り上げます。

（※）実際には「厚生年金保険の被保険者数」で判断されます。

短時間労働者労働時間延長コース

キャリアアップ助成金の「短時間労働者労働時間延長コース」は、有期雇用労働者やパートタイマー等の非正規労働者について、週所定労働時間を延長することにより、その従業員を新たに社会保険の被保険者とした場合に、事業主に対して助成が行われるものです。

支給要件

支給するための流れは以下のとおりです。

① キャリアアップ計画の作成・提出

労働時間の延長等の措置を実施する前日までに「キャリアアップ計画」を作成し、労働局へ提出する。

② 労働時間の延長等

有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長する。または1時間以上3時間未満延長するとともに基本給を増額する。

③ 社会保険の適用

労働時間を延長等し、新たに社会保険の被

保険者となった有期雇用労働者等を、延長後6ヶ月以上継続して雇用し、6ヶ月分の給与を支給する。

支給額

支給額は以下の2種類に分かれています。

1. 週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合

| 企業規模 | 支給額 |
|------|----------|
| 中小企業 | 237,000円 |
| 大企業 | 178,000円 |

2. 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し新たに社会保険に適用した場合

| 企業規模 | 延長時間 | 1時間以上 2時間未満 (10%以上増額) | 2時間以上 3時間未満 (6%以上増額) |
|------|------|-----------------------------|----------------------------|
| | 中小企業 | | 58,000円 |
| 大企業 | | 43,000円 | 88,000円 |

いずれも1人当たりの助成額（1.と2.合わせて、1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は45人）です。

この助成金は、社会保険への加入義務が生じていない従業員について社会保険への加入を後押しするためのものです。そのため、すでに社会保険への加入義務が生じている従業員について、労働時間を延長しても支給対象とはなりません。来年9月30日まで支給額の増額等が行われていますので、助成金を活用される場合には早めの対応が望まれます。